

早急な検討が必要な事項について

- ◆ 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース（以下「タスク・フォース」という。）では、平成 29 年 10 月 11 日にタスク・フォースにおける検討の進め方（「資料 2」参照）を決定し検討を進めているところである。

- ◆ タスク・フォースにおいて検討を進めるにあたって、早急に生命倫理専門調査会の審議を必要とする事項が、タスク・フォースから以下のとおり提起された。
 - 1 余剰胚を用いた生殖補助医療に資する研究の実施状況の実態について
 - 2 「遺伝性疾患（先天性）の新たな治療法（予防法）の開発に資する研究（先天性の難病を含む。）」を目的の場合及び「疾患（がん等）に関連する新しい治療法（予防法）の開発に資する研究」を目的の場合等における対象となる疾患の選定について

- ◆ なお、上記「1」の事項については、公益社団法人 日本産科婦人科学会に、「2」の事項については日本医学会に当専門調査会から照会をしてはどうか。